

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

○吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第107号

改正 平成19年1月25日告示第7号

平成21年3月26日告示第30号

平成25年3月29日告示第26号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 日常生活用具給付事業（第2条—第9条）

第3章 住宅改修費給付事業（第10条—第17条）

第4章 点字図書給付事業（第18条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、吉野川市地域生活支援事業実施規則（平成18年吉野川市規則第44号。

以下「規則」という。）に定めるもののほか、日常生活用具給付等事業に関する利用の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 日常生活用具給付事業

（給付等の対象）

第2条 日常生活用具給付事業の給付又は貸与（以下「給付等」という。）の対象となる日常生活用具（以下「用具」という。）は、別表の種目欄に掲げる用具でそれぞれ同表の性能欄に掲げる基準を満たすものとする。

2 給付等の対象者は、別表の対象者欄に掲げる者とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条第1項ただし書に定める基準に該当する者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者を除く。

（基準額）

第2条の2 規則第11条第1項に規定する公費負担額の算定に係る費用の額は、別表の基準額欄に掲げるとおりとする。

（耐用年数及び貸与期間）

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

第2条の3 用具の耐用年数及び貸与期間は、それぞれ別表の耐用年数欄及び貸与期間欄に掲げるとおりとする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具については、当該既に給付を受けている用具に係る耐用年数が経過するまでの間は、原則として給付の対象としない。ただし、当該耐用年数が経過するまでの間において、修理不能等の理由により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(申請)

第3条 用具の給付等を受けようとする者（これを現に扶養している者を含む。以下この章において「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類（給付等の対象者が治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である18歳以上であるもの及び児童（以下「難病患者等」という。）の場合にあっては、医師の診断書（様式第1号の2）及び市長が必要と認める書類）を添えて市長に申請しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、用具の給付等を受けようとする者の身体的状況、経済的状況等を調査し、調査書（日常生活用具給付事業）（様式第2号）を作成するとともに、給付等の要否を決定するものとする。

(決定等)

第5条 市長は、前条の規定により用具の給付等を行うことを決定したときは、日常生活用具給付（貸与）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第4号。以下この章において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により用具の給付等を行わないことを決定したときは、却下決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(給付券の交付の方法)

第5条の2 人工内耳用電池（充電池を除く。）、ストマ装具及び紙おむつ等の給付等に係る給付券は、次の方法により交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表の基準額の範囲内で1箇月に必要とする用具に相当する額の2倍の額を給付券1枚に記載して交付すること。

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

(3) 給付券を1回の申請につき3枚まで一括して交付すること。

(費用の請求等)

第6条 申請者は、用具の給付等を受けようとするときは、用具の給付等を業とする者（以下この章において「業者」という。）に対し、給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。

2 業者は、用具の給付等を行ったときは、前項の給付券を添えて規則第11条に規定する公費負担額を市長に請求するものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用してはならない。

2 用具の貸与を受けた者は、当該用具を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(費用及び用具の返還)

第8条 用具の給付等を受けた者が、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けたとき又は当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供したときは、市長は、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付・貸与台帳を整備するものとする。

第3章 住宅改修費給付事業

(対象者)

第10条 住宅改修費給付事業の対象者は、市内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者又は学齢児以上の身体障害児であって、障害機能程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えについては上肢機能障害2級以上のもの）

(2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの

(住宅改修費の範囲)

第11条 住宅改修費の給付（以下この章において「給付」という。）の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

(1) 手すりの取り付け

(2) 段差の解消

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

(4) 引き戸等への扉の取り替え

(5) 洋式便器等への便器の取り替え

(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付条件)

第12条 給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるものとし、かつ、身体の状況、住宅の状況等を勘案して、市長が必要と認める場合に給付するものとする。この場合において、当該住宅が借家の場合は、家主の承諾を必要とするものとする。

(申請)

第13条 給付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、住宅改修費給付申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類（申請者が難病患者等の場合にあっては、医師の診断書及び市長が必要と認める書類）を添えて市長に申請しなければならない。

(調査)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、給付を受けようとする者の身体の状況、経済的状況、住宅の状況等必要な調査等を行い、調査書（住宅改修費給付事業）（様式第7号）を作成するとともに、給付の可否を決定するものとする。

(決定)

第15条 市長は、前条の規定により給付を行うことを決定したときは、住宅改修費給付決定通知書（様式第8号）に住宅改修費給付券（様式第9号。以下この章において「給付券」という。）を添えて申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により給付を行わないことを決定したときは、却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

(給付の方法)

第16条 給付の決定を受けた者は、当該給付に係る住宅改修を行う事業者に給付券を提出して住宅改修を行うものとする。

(公費負担額の算定に係る費用の額)

第17条 規則第11条第1項に規定する公費負担額の算定に係る費用の額は、20万円とする。

第4章 点字図書給付事業

(対象者)

第18条 点字図書給付事業の対象者は、主に情報の入手を点字によっている視覚障害者とする。

(給付対象の点字図書)

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

第19条 給付する点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除くものとする。

(点字図書を給付することができる出版施設)

第20条 点字図書の給付を行うのは、別に定める点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）とする。

(申請等)

第21条 点字図書の給付を受けようとする者（これを現に扶養している者を含む。以下この章において「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、点字図書給付台帳に必要事項を記載し、点字図書発行証明書（様式第10号。以下「証明書」という。）を申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第22条 申請者は、証明書に自己負担額を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。

(給付の限度)

第23条 給付する点字図書は、当該給付に係る対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(吉野川市重度身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 吉野川市重度身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱（平成16年吉野川市告示第36号）

(2) 吉野川市重度身体障害児住宅改造費給付事業実施要綱（平成16年吉野川市告示第37号）

(3) 吉野川市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱（平成16年吉野川市告示第38号）

(4) 吉野川市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成16年吉野川市告示第39号）

(5) 吉野川市身体障害児点字図書給付事業実施要綱（平成16年吉野川市告示第40号）

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

(6) 吉野川市身体障害者点字図書給付事業実施要綱（平成16年吉野川市告示第41号）

（吉野川市重度身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の吉野川市重度身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年1月25日告示第7号）

この告示は、平成19年1月25日から施行する。

附 則（平成21年3月26日告示第30号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る日常生活用具の給付について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（吉野川市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止）

2 吉野川市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年吉野川市告示第23号）は、廃止する。

（吉野川市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の吉野川市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

1 給付

種別	対象者	性能	基準額	耐用年数
特殊寝台	(1) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に	154,000	8年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	<p>障害の程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの</p>	調整できる機能を有するもの		
特殊マット	<p>(1) 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの</p> <p>(2) 3歳以上の知的障害者であって、障害の程度が重度又は最重度のもの</p> <p>(3) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの</p>	<p>じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの</p>	19,600	5年
特殊尿器	<p>(1) 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの</p> <p>(2) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの</p>	67,000	5年
入浴担架	<p>3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が2</p>	<p>対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	82,400	5年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	級以上のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）			
体位変換器	<p>(1) 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）</p> <p>(2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの</p>	<p>介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの</p>	15,000	5年
移動用リフト	<p>(1) 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害があるもの</p>	<p>介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。</p>	159,000	4年
訓練いす	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるもの	33,100	5年
訓練用ベッド	(1) 学齢児以上の身体障害者手帳の交付	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	<p>を受けた児童であつて、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害があるもの</p>			
入浴補助用具	<p>(1) 3歳以上の下肢又は体幹障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、入浴に介助を必要とするもの</p> <p>(2) 難病患者等であつて、入浴に介助を要するもの</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	90,000	8年
便器	<p>(1) 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 難病患者等であつて、常時介護を要するもの</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	4,450	8年
歩行補助つえ(T字状又は棒状のもの)	<p>学齢児以上の平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者</p>	<p>木材を材料とするもの</p>	2,200	3年
		<p>軽金属を材料とするもの</p>	3,000	3年
移動・移乗支	<p>(1) 3歳以上の平衡</p>	<p>おおむね次のような性</p>	60,000	8年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

<p>援用具</p>	<p>機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (2) 難病患者等であって、下肢が不自由なもの</p>	<p>能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p>		
<p>頭部保護帽</p>	<p>(1) 3歳以上の平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者 (2) 3歳以上の重度の知的障害者又は精神障害者であって、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの</p>	<p>ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの(スポンジ又は革を主材料に制作したもの) ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの(スポンジ、革又はプラスチックを主材料に制作したもの)</p>	<p>15,200</p>	<p>3年</p>
<p>特殊便器</p>	<p>(1) 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、上肢に係る障害の程度が2級以上のもの (2) 学齢児以上の知的障害者であって、障</p>	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>151,200</p>	<p>8年</p>

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	<p>害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの</p> <p>(3) 難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの</p>			
火災警報器	<p>(1) 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 学齢児以上の知的障害者であって、障害の程度が重度又は最重度のもの</p> <p>((1)・(2)いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を受けた者であって、を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	15,500	8年
自動消火器	<p>(1) 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 学齢児以上の知的障害者であって、障害の程度が重度又は最重度のもの</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	28,700	8年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	(3) 難病患者等 ((1) から (3) までのいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)			
電磁調理器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	7,000	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、聴覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
透析液加温器	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、じん臓機能に	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	係る障害の程度が3級以上のもの（自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者に限る。）			
ネブライザー（吸入器）	（1） 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上のもの又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの （2） 難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの	対象者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
電気式たん吸引器	（1） 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上のもの又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの （2） 難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの	対象者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
酸素ボンベ運搬車	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた	対象者が容易に使用し得るもの	17,000	10年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	者であって、医療保険による在宅酸素療法を受けているもの			
盲人用体温計（音声式）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	9,000	5年
盲人用体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800	5年
情報・通信支援用具	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害又は上肢に係る障害の程度が2級以上のもの	パーソナルコンピューター周辺機器又はアプリケーションソフトで対象者が容易に使用し得るもの	100,000	10年
点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	覚障害2級の者) であつて、必要と認められるもの			
点字器	学齢時以上の視覚障害者であつて、必要と認められるもの	標準型A (32マス18行両面書真鍮板製)	10,400	7年
		標準型B (32マス18行両面書プラスチック製)	6,600	7年
		携帯用A (32マス4行片面書アルミニウム製)	7,200	5年
		携帯用B (32マス12行片面書プラスチック製)	1,650	5年
点字タイプライター	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの(本人が就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	63,100	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易に使用し得るもの	録音及び再生ができるもの 85,000	6年
			再生専用のもの 55,000	6年
視覚障害者用活字文書	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字	99,800	6年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

読上げ装置	者であって、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの	情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上の視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能となるもの	画像入力装置を読み取り、印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8年
盲人用時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	13,300	10年
聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚障害者又は発生・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、対象者が容易に使用し得るもの	71,000	5年
聴覚障害者用情報受信装置	学齢児以上の聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者	88,900	6年

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

		向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの		
人工内耳用電池	聴覚障害者であって、人工内耳を装用しているもの	空気電池及び乾電池	月額 2,500	
		充電電池（空気電池との併用を含む。）	年額 30,000	
人工喉頭	学齢児以上の音声機能又は言語機能障害者であって、コミュニケーションの手段として必要と認められるもの	笛式（呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの）	5,000	4年
		電動式（顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの）	70,100	5年
ストマ装具	直腸又はぼうこう機能障害に係る身体障害者手帳を有する者であって、ストマ口造設者	蓄便袋（低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋を有するもの）	月額 8,600	
		蓄尿袋（低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの）	月額 11,300	
紙おむつ等 （紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ、ガーゼ その他の衛 生用品）	（1） 3歳以上の高度の排便機能障害者 （2） 3歳以上の高度の排尿機能障害者 （3） 3歳以上の脳原性運動機能障害者であって、自ら意思表示をすることが困難な		月額 12,000	

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

	もの			
収尿器	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋とで構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900	1年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	157,500	5年

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 「聴覚障害者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 「浴槽（湯沸器含む。）」について、市長が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 「頭部保護帽」の基準額は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、当該基準額の80パーセントの範囲内の額とする。
- 5 「火災警報器」の給付は、1世帯につき2個を限度とする。
- 6 「点字器」の基準額は、点筆を含む。
- 7 「ストマ装具」の基準額は、1箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。

2 貸与

種目	対象者	性能	貸与期間
----	-----	----	------

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、所得税非課税世帯に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	身体障害者援護施設等への入所その他の事情により用具を必要としなくなるまでの期間
ファックス	聴覚、音声機能又は言語機能に係る障害の程度が3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（電話によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、所得税非課税世帯に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	身体障害者援護施設等への入所その他の事情により用具を必要としなくなるまでの期間

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第1号(第3条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

申請日 年 月 日						
吉野川市長 様						
申請者 住 所 氏 名 電話番号 (対象者との続柄)						
⑩						
次のとおり、日常生活用具の(給付・貸与)を申請します。						
対 象 者	住 所					
	氏 名			性 別		
	生年月日	年 月 日	電 話 番 号			
	施設入所希望の有無	1 希望する(施設)		2 希望しない		
身 体 障 害 者 手 帳 等	手帳番号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日		
	障 害 名				障 害 等 級	
疾 病 名						
給付(貸与)を受ける日常生活用具名						
給付(貸与)を希望する理由						
給付(貸与)上特に希望する事項						
現 在 の 住 まい の 状 況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現 在 の 介 護 の 状 況	入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしてい ない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助が必要 (一部・全部) 3 自分でできる
日 常 生 活 用 具 業 者	名 称					
	所 在 地					
	電 話 番 号			F A X		
該 当 す る 所 得 区 分	1 生活保護 (2 低所得1 3 低所得2) 4 一般 5 一定所得以上					
世帯範囲特例 に関する認定	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。					
生活保護への 移行予防措置 に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。					
備考						

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第1号の2(第3条、第13条関係)

診 断 書

患者住所			
患者氏名			
生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
疾 病 名			
担当医師の 診断	必要とする用具等の種目、名称等		
	用具等を必要とする理由等(在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か、用具等を必要とする身体の状況等具体的に)		
<p>以上のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医療機関名 医療機関所在地 担当医師 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第2号(第4条関係)

調査書(日常生活用具給付事業)

①申請書受理番号		号	②申請書受理年月日		年	月	日
③対象者	氏名		男・女	生年月日	年	月	日生(歳)
	住所						
	身体障害者手帳等番号				施設入所の有無		
	障害名				障害等級		
④世帯員の状況	疾病名						
	氏名	年齢	続柄	市町村民税課税状況	備考		

⑤所得区分	1 生活保護 (2 低所得1 3 低所得2) 4 一般 5 一定所得以上						
⑥住まいの状況	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)						
⑦給付(貸与)後の生活状況	日常生活動作の状況			その他の状況			
	1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても全介助を必要とする 4 給付しても一部介助を必要とする 5 その他 ()			1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居)が可能になる 4 その他 ()			
⑧給付の必要の有無	1 有 2 無		⑨同月内申請の有無	1 有 2 無			
⑩給付する(しない)理由							
⑪用具名							
⑫月額上限負担額	⑬基準額	⑭見積額	⑮利用者負担額	⑯公費負担額			

⑰備考							
上記のとおり確認しました。 調査員 役職名 年 月 日							

注 貸与の場合は、⑫～⑯欄の記載は不要である。

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第3号(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)決定通知書

第 号
年 月 日

様

吉野川市長



年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の(給付・貸与)については、次のおり決定しましたので通知します。

(給付・貸与)番号	第 号	決 定 年 月 日	年 月 日
対 象 者 氏 名		身体障害者手帳等番号	第 号
疾 病 名			
(給付・貸与)する用具名 (形式規格等)			
納 入 業 者 名			
納 入 業 者 の 住 所			
価 格		自 己 負 担 額	公 費 負 担 額
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者又はその世帯の収入等に応じた費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。</p> <p>2 給付(貸与)された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、堅く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p> <p>4 貸与された用具の一部又は全部を毀損し、又は滅失した場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従ってください。</p> <p>5 貸与された用具を必要としなくなったときは、速やかに申し出てください。</p>		

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第4号(第5条関係)

日常生活用具給付券					
①給付番号	第	号	②給付券発行	年	月 日
③対象者氏名			④生年月日	年	月 日
⑤居住地					
⑥給付する用具名 (形式規格等)					
⑦納入業者名					
⑧納入業者住所					
⑨価格		⑩自己負担額		⑪公費負担額	
⑫この券の有効期限			⑬業者の公費支払請求期限		
上記のとおり決定する。					
年 月 日					
吉野川市長 印					
⑭業者の給付した日			⑮利用者から受領した額		
⑯受領業者名		印	⑰用具受領者名		印
⑱検収者名	印				
備 考					

注 ①～⑬及び⑱は福祉事務所が、⑭～⑯は給付した業者が、⑰は受領者が記入すること。

様式第5号(第5条、第15条関係)

却 下 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

吉野川市長



年 月 日付で申請のありました〔日常生活用具の(給付・貸与)〕
住宅改修費の給付〕につい
ては、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

不服の申立て及び処分の取消しの訴え

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に吉野川市長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分の取消の訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に吉野川市を被告として(吉野川市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第6号(第13条関係)

住 宅 改 修 費 給 付 申 請 書

吉野川市長 様		申請日 年 月 日				
		申請者 住 所 氏 名 電話番号 (対象者との続柄)		㊟		
次のとおり、住宅改修費の給付を申請します。						
対 象 者	住 所					
	氏 名		性 別			
	生年月日	年 月 日	電 話 番 号			
	施設入所希望の有無	1 希望する(施設)		2 希望しない		
身体障害者手 帳等	手帳番号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日		
	障 害 名			障 害 等 級		
疾 病 名						
住宅改修を希望する理由						
改修を行う住宅の住所						
過去の日常生活用具等の給付又は貸与の状況						
改修工事内容						
現 在 の 住 まい の 状 況	住 宅	1 自宅	浴 槽	1 和式	便 器	1 和式
		2 借家 (貸主の諾否)		2 洋式		2 洋式
現 在 の 介 護 の 状 況	入 浴	1 他人の介助が必要		排 便	1 他人の介助が必要	
		2 清拭のみ			2 便器(携帯用)使用	
		3 入浴清拭ともしてい ない			3 自分でできる	
		4 自分でできる			3 自分でできる	
住 宅 改 修 施 工 業 者	名 称					
	所 在 地					
	電 話 番 号		F A X			
該 当 す る 所 得 区 分	1 生活保護 (2 低所得1 3 低所得2) 4 一般 5 一定所得以上					
世帯範囲特例 に関する認定	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。					
生活保護への 移行予防措置 に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。					
備 考						

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第7号(第14条関係)

調査書(住宅改修費給付事業)

①申請書受理番号		号		②申請書受理年月日		年 月 日	
③対象者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)	続柄	
	住 所						
	身体障害者手帳等番号				施設入所の有無		
	障害名				障害等級		
④世帯員の状況	疾病名						
	氏 名	年齢	続柄	市町村民税課税状況		備 考	

⑤所得区分	1 生活保護 (2 低所得1 3 低所得2) 4 一般 5 一定所得以上						
⑥住まいの状況	1 自 宅 2 借 家(貸主の諾否)						
⑦施設入所の申請の有無	1 申請している 2 申請していない						
⑧住宅改修後の介護の状況	1 自力で(入浴・排便・移動)ができるようになる 2 一部介助で(入浴・排便・移動)ができるようになる 3 給付費を支給しても(入浴・排便・移動)は他人の一部介助が必要 4 給付費を支給しても(入浴・排便・移動)は他人の全介助が必要 5 その他()						
⑨住宅改修費給付の必要の有無	1 必要とする 2 必要としない						
⑩給付する(しない)理由							
⑪住宅改修工事の内容	※ 改修工事を行う住宅の所在地や給付する居宅生活動作補助用具(手すりや便器等)について記載する。						
⑫月額上限負担額	⑬基準額	⑭見積額	⑮利用者負担額	⑯公費負担額			
⑰備考							
上記のとおり確認しました。 <div style="text-align: right;">調査員 役職名</div> <div style="text-align: right;">Ⓔ</div> <div style="text-align: center;">年 月 日</div>							

※ 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第8号(第15条関係)

住宅改修費給付決定通知書

年 月 日

様

吉野川市長



先に申請のありました住宅改修費の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	決定年月日	年 月 日
対象者氏名		身体障害者手帳等番号	第 号
疾病名			
改修する住宅の住所			
住宅改修の内容及び給付する居宅生活補助用具名			
改修施工業者名			
改修施行業者の住所			
価 格		自己負担額	公費負担額
注 意 事 項	1 住宅改修費は、対象者又はその世帯の収入等に応じた費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払って下さい。 2 給付された住宅改修費を、その目的に反して使用しないでください。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してまいります。		

吉野川市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第9号(第15条関係)

住宅改修費給付券					
①給付番号	第	号	②給付券発行	年	月 日
③対象者氏名			④生年月日	年	月 日
⑤居住地					
⑥住宅改修工事の内容(形式規格等)					
⑦住宅改修施工業者名					
⑧施工業者住所					
⑨価格		⑩自己負担額		⑪公費負担額	
⑫この券の有効期限			⑬業者の公費支払請求期限		
上記のとおり決定する。					
年 月 日					
吉野川市長 印					
⑭改修工事の完了した日			⑮利用者より受領した額		
⑯受領業者名		印	⑰給付対象氏名		印
⑱確認者氏名	確認年月日		年 月 日	氏名	印
備考					

注 本表は、①～⑬及び⑱は福祉事務所が、⑭～⑯までは住宅改修施工業者が、⑰は受領者が記入すること。

様式第10号(第21条関係)

点字図書発行証明書

給付対象児

氏名

給付申請者

氏名

住所

電話番号

給付申請図書

図書名

出版施設名

㊦

価格

巻数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

吉野川市長

㊦

様式第1号（第3条関係）

様式第1号の2（第3条、第13条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条、第15条関係）

様式第6号（第13条関係）

様式第7号（第14条関係）

様式第8号（第15条関係）

様式第9号（第15条関係）

様式第10号（第21条関係）